

「死刑を考える日」を実施して

人権擁護委員会 委員 藤井 幹 雄

1 今年（2009年）5月21日、一般国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が実施された。裁判員裁判の対象事件は、第一に「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条1項1号）と定められている。国民も死刑を含む量刑判断を迫られることになった。制度施行後約半年、裁判員裁判によって下された最高刑は無期懲役（和歌山地裁）であり、死刑判決は未だないが、遅かれ早かれ死刑判決に関与するはずである。

2 死刑制度の存置には国民の間にも賛否両論がある。しかし、私たちは死刑の実態についてほとんど知らない。刑法でも「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。」と規定されているだけである（11条）。死刑制度を議論する前提として、死刑というものがどういうものであるかについて、私たち国民は正しい知識を持たなければならない。

そういう思いを込めて、和歌山弁護士会は、今年7月11日（土）午後、和歌山県民文化会館小ホールにて、「死刑を考える日」と題する県民集会を実施した。



死刑を考える
～裁判員制度の実施を迎えて～

日時：
2009年 7月11日（土）
13時30分から17時まで
（13時開場）

会場：和歌山県民文化会館小ホール
（和歌山市小松原通1-1）

参加対象：
どなたでもご参加いただけます。

参加費用：無料

申込み：事前申込は不要です。

プログラム（予定）：
●講演
小林 修 弁護士
日弁連死刑執行停止法制定等
経緯・決議実現委員会委員長
●映画「休暇」上映

主催：和歌山弁護士会

我が国に対しては、死刑執行停止が国際社会から強く求められています。しかし国内では、死刑を容認する世論が8割を超えるとされており、死刑判決数・執行数も激増しているのが現状です。

他方で、裁判員制度導入後は、市民である裁判員が量刑判断を迫られることとなるため、近時、死刑についての関心が高まっています。国会議員の間でも、死刑と無期刑の隔隙を埋めるものとして、終身刑導入を内容とする議員立法が準備されています。

そもそも死刑とはどのような刑罰か、できるだけ多くの方々とともに改めて考える機会をもつため、「死刑を考える日」を開催することいたしました。

今回上映する映画「休暇」は、死刑確定者の拘留所における日常生活、死刑執行までの流れ、刑務官の苦悩などが描かれた作品です。死刑について具体的に考えるには最も適した映画の一つといえます。

さらに、死刑制度に関する問題についてご説明し、映画では描かれていない死刑の実態についても情報を提供いたします。ぜひ、奮ってご参加ください。

<本件に関するお問合せ>
和歌山弁護士会 Tel: 073-422-4580

集会は、死刑確定者が収容されている拘留所の刑務官の苦悩を描いた映画「休暇」の上映と、日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会委員長の小林修弁護士（愛知県弁護士会）を講師にお招きしての講演の2部構成で行った。

3 映画「休暇」は、小林薫演ずる刑務官が、死刑執行の際、支え役（死刑執行補佐）を務めれば1週間の特別休暇が与えられることを知り、新しい家族との新婚旅行に出かけるために、誰もが嫌悪する支え役に名乗

り出るといった内容の作品。その中で、死刑確定者の拘置所における日常生活、死刑執行までの流れ、死刑がどのように行われるのか、それを取り巻く人々の苦悩などが、克明に描かれている作品であった。途中若干の機材トラブルはあったが、作品の完成度の高さゆえ、見た人の心に深く残ることとなったと思う。

4 その後講演をされた小林修弁護士は、警察庁統計資料や検察統計年報、司法統計を用いながら、

①死刑を必要とする理由として「凶悪犯罪の増加」が挙げられるが、実は殺人事件などは長期減少傾向を経て横ばいになって、凶悪犯罪は増えていないこと、

②一方で、死刑判決は、1991年から1997年までの7年間と、2001年から2007年までの7年間とを比較すると、第1審で3.06倍に急増していること、死刑確定者数も100名を超え、他方で死刑の執行も頻繁に行われ、2008年には年間15名に上り、2009年も8月までの段階で7名に対し死刑が執行されていること、

③そして、国際的には、現在では死刑存置国60カ国に対して、事実上の廃止国を含めた死刑廃止国は137カ国と、死刑存置国は少数派であること、

また、1989年には死刑廃止条約が国連総会で採択されており、国連人権委員会（現人権理事会）も1997年4月以降毎年「死刑廃止に関する決議」を行い、日本を含む死刑存置国に対して「死刑の完全な廃止を視野に入れ、死刑執行の停止を考慮

するよう求める」旨の呼びかけも行われ、さらに、2008年5月国連人権理事会において、我が国に対して死刑執行の停止が勧告されるに至っていること、

などを説明され、現在日弁連が発表している「死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案」の説明をされた。

5 裁判員制度が実施された直後であり県民の関心も高かったのか、事前の広報告知は十分とはいえなかったにもかかわらず、「死刑を考える日」には約220名の県民の参加があった。

小林修弁護士も言及されたことであるが、死刑は一度執行されれば取り返しがつかない。これまでも4件の死刑確定事件（免田・財田川・松山・島田各事件）について、再審無罪事件が確定し、死刑判決にも誤判が存在したことは明らかになっている。しかし、このような誤判が生じるに至った制度上、運用上の問題点については、抜本的な改善が図られていない。今年、足利事件が誤ったDNA鑑定によるえん罪事件であることが判明し再審が開始されているが、同じ問題点をもつDNA鑑定によって死刑判決が確定し再審を準備していた飯塚事件では昨年死刑が執行されてしまっており、まさに死刑制度の問題点が顕在化している。

政権交代により弁護士出身の千葉法務大臣が就任し、その後は現在まで死刑執行はないが、死刑制度、そして刑罰のあり方については、私たちは常に考えていかなければならない。